＜別紙２－２―３（内容評価・保育所版）＞

第三者評価結果

A-1　保育内容

		第三者評価結果
A-1-（1）　全体的な計画の作成		
【A1】	A－1－(1)－①　保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a

〈コメント〉

全体的な計画は、児童憲章、児童の権利条約、児童福祉法、保育所保育指針、園の保育理念及び保育方針に基づいて作成されています。また、園児の保護者は、東京、横浜、藤沢などで勤務する方が多いので、そのような地域実態、家庭状況も踏まえて作成しています。次年度の全体的な計画の作成にあたっては、まずクラスに関する部分について、今年度の振り返りとともに、次年度の計画案をクラス会議で検討します。主任は、各クラスから出された次年度計画案と全体にかかわる部分の計画案を統合して、リーダー会議におろし、行事後に取る保護者アンケートの結果も勘案しながら検討します。検討を経てまとまった次年度の全体的な計画案を園長に提出し、園長が承認をしています。こうして決定した次年度の全体的な計画は、再びリーダー会議やクラス会議を通じて、全職員に周知しています。保護者には、重要事項説明書と合わせて配付し、周知に努めています。

A-1-（2）　環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A－1－(2)－①　生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a

〈コメント〉

各保育室には、エアコン、加湿器、空気清浄機を設置するとともに、温度計、湿度計により空気状態をチェックしています。換気については、新型コロナウイルス対策として常時窓を開け、換気を心がけています。保育室の床や家具は木質素材のものを中心に使用して、木のぬくもりが感じられる環境としています。園舎の2階、3階の廊下の端に、仕切られた絵本コーナーを設置し、子どもたちは気分転換をしたい時などに絵本コーナーで過ごす事ができます。ほかにも廊下には子ども用の椅子が用意されており、子どもが気軽に絵本を読んだり、おしゃべりしたりする事ができます。食事や午睡の空間は分けて使用し、午睡時にはロールカーテンを下げ、BGMをかけることで子どもが眠りやすい雰囲気を作っています。衛生管理については、マニュアル及び点検のチェック表を用いて実施しています。具体的には、エアコンのフィルター清掃、園内全域の消毒、おもちゃのエタノール消毒、害虫駆除など、内容や方法を詳細に定めて、各場所ごとにていねいに清掃、消毒が行われています。

【A3】	A－1－(2)－②　一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a

〈コメント〉

自分を表現する力が十分でない子どもに対しては、保育士は視線を合わせて子どもの発信を待ったり、「何がしたかったの？」などと代弁して子どもの意思を汲み取ったり、「〇〇したかったのかな？」と問いかけてうなづいてもらったりするなどの方法で対応しています。言葉による表現が難しい0～2歳児に対しては、表情を読み取る、抱っこして受け止める、などの対応をしています。子ども一人ひとりの個人差を考慮し、体操、トイレトレーニング、食事など、どの場面でも無理強いをしない、急がせるような事をしない、などの配慮をしています。また、例えばおもちゃ遊びの活動では、特定のおもちゃに限定せず、複数のおもちゃを用意して、自分で出したりしまったりできるようにするなどの工夫により、子どもの主体性を尊重しています。言葉づかいについても、子どもに否定的な言い方はせず、保育士は優しく穏やかで肯定的な言い方を心がけています。

【A4】	A－1－(2)－③　子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a

〈コメント〉

子どもに身につけてほしい基本的な生活習慣については、園では0歳児から、どこまでできるか、できているかを一人ひとり記録していき、その子どもの発達に応じて次のステップに進むようにしています。どの段階においても、ほかの子どもと比べたり、月齢・年齢で決めつけたりしないようにしています。基本的な生活習慣の習得にあたっては、例えば0～2歳児では、着替えの際に洋服を並べてあげる、トイレトレーニングでできたらほめるなど、子どもが自らやろうとする気持ちを持てるような工夫をしています。3～5歳児に対しては基本的な生活習慣の一つひとつに意味がある事をあらかじめ教え、カゴや箱を低い位置に配置するなどの配慮をして、子どもが主体的に行動できるよう促しています。また、保育士同士が互いに元気よく挨拶している姿を見せたり、イラストやポスター、紙芝居を活用したり、子どもが理解しやすいような工夫も重ねています。

【A5】	A－1－(2)－④　子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a

〈コメント〉

日ごろから子どもたちが園庭や保育室横の屋外テラス、公園などの戸外で遊び、身体を動かす事ができる環境を整えています。子どもが自主的、自発的に活動する事を援助するために、例えば、散歩の場所を決めたり、公園での遊び方を決めたりする時には、保育士は子どもたちに複数の選択肢を提示して、みんなで話し合って決めてもらうようにしています。また、グループで行う遊びやゲームを多く取り入れ、グループ内での当番、役割を果たしてもらう事、そしてグループ全体で目的を達成する事を学べるように配慮しています。遊びやゲームをする前、子どもに役割などを果たしてもらう前には、保育士は口頭で説明しながら同時に文字を書いたり絵を見せたりして、子どもたちがあとで再確認できるようにしています。グループ活動を通して、子どもたちは友だちと協同して活動する事や社会的ルールや態度を身につけています。散歩では、子どもが自然に触れ合う機会を設け、保育士が近所の人に挨拶する姿を見せながら、子どもたちも自然な形で挨拶をできるように促しています。

【A6】	A－1－(2)－⑤　乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

〈コメント〉

0歳児については、担任制を採用し、決まった保育士と子どもがいっしょに過ごせる環境を整えています。同時に、担任以外の保育士も積極的に声をかけて、安心できる場であることが伝わるように意識しています。保育時間が長時間に渡る子どももいるので、ゆったりと過ごせるように、あらかじめ家庭での生活リズムについて把握して、睡眠、授乳、離乳食など、どの場面でも一人ひとりのリズムを重視した保育を行っています。朝、登園の際には、保護者から前日の様子を伺い、降園時には、園での生活リズムや機嫌、睡眠、ミルク、食事、午睡を取った時刻、排泄の時刻などを、時系列で記入できる連絡帳に記して保護者に渡すほか、口頭でも伝えて、互いに確認し合っています。保育士は、笑顔、抱っこ、声かけで子どもとかかわっています。その際、子どもが指をさしたり、興味を示したものがある時は、近づいたり、触ったりして、遊びにつながるようにしています。やわらかい素材のおもちゃや手作りおもちゃも活用しています。

【A7】	A－1－(2)－⑥　1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

〈コメント〉

1、2歳児では、子どもが自発的に自分でしようという気持ちで活動できるように配慮しています。例えば、どのおもちゃで遊びたいかを尋ね、希望が出た複数のおもちゃを保育室の別々の場所に並べ、子どもたちが好きなものを選べるようにしています。また、一つのおもちゃに固定するのではなく、自由に場所移動して違うおもちゃで遊ぶ事も奨励しています。おもちゃは子どもたちが飽きてしまわないように定期的な入れ替えをしています。保育士は子どもが自ら遊び出せるように工夫しながら促しています。友だちとのかかわりとして朝夕の合同保育では、異年齢の子どもがいっしょに遊べる機会を作っています。合同保育でのかかわりを基に、散歩では違う年齢の子どもと手をつないでいっしょに出かけるなど、異年齢の子どもとも仲良くなれるように配慮しています。子どもたちの間でトラブルがあった時は、保育士は、双方の思いを聞いて受けとめたうえで、仲立ちをして、また、いっしょに遊べるように促しています。

【A8】	A－1－(2)－⑦　3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

〈コメント〉

年齢ごとに「あそびシート」(計画表)を作成して、運動・音楽・造形の各領域の活動を取り入れています。3歳児については、子どもが興味や関心を持つ活動に取り組めるよう工夫しています。例えば、園庭で、ばった、かまきりなどの虫探しの活動を行い、見つけた虫を図鑑で確認してみるなど、さらに子どもの興味が広がるようにしています。4歳児では、自分の力を発揮できるように「ゆうびんやさんごっこ」などのごっこ遊びや劇遊びにおいて、子どもがやりたい役をやれるようにしています。同時に、役割分担や、友だちと協力して一つの事をやり遂げる場も設定しています。こうした日々のグループ活動は、園内に掲示する壁新聞や各家庭に配付するクラス便りで保護者に伝えています。12月に開催する「クリスマスおゆうぎ会」ではグループ活動の成果を発表し、成長した姿を保護者に見てもらっています。5歳児は、今年度は在籍していませんが、今の4歳児は鍵盤ハーモニカを練習しており、次年度は合奏活動を行うことも検討しています。

【A9】	A－1－(2)－⑧　障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

〈コメント〉

園内にはエレベーターがあり、また階段には子どもが握れる高さの手すりを付けています。フロアは段差のないバリアフリーのフラットフロアになっています。障がいのある子どもについては、入園前に保護者と面談して、その状況や保護者の求める配慮事項などを把握しています。それに基づき個別指導計画を作成します。個別の計画内容や子どもが在籍するクラス会議の内容は、昼礼で全職員で共有し、子どもが安心して園生活を送れるように配慮しています。保護者には、入園後も適宜、保育参観をしてもらうとともに面談を行い、常に最適な保育となるように心がけています。また、横浜市西部地域療育センターの巡回相談を受け、旭区の保健師と協議するなど、行政とも連携をして保育に生かしています。ほかの子どもとのかかわりでは、保育士は障がいのある子どもの状況に配慮しつつ、みんなといっしょに活動できるようにして、ともに成長できるように取り組んでいます。適切な保育が提供できるように、保育士は「障がい児保育」の研修にも参加しています。

【A10】	A－1－(2)－⑨　長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

〈コメント〉

長時間にわたって園で生活する子どもたちが、ゆったりとした雰囲気で過ごせるような環境を整えています。園舎の2階、3階の廊下の端には独立した絵本コーナーがあり、子どもが少し気分を変えたい時などに立ち寄って、本を読んだり、おしゃべりをしたりする事ができます。朝夕の合同保育時間は、異年齢児がいっしょに過ごしますが、自由遊びを中心としているので、自分の好きな遊びを順番に楽しむ事もできます。16時30分ころからは、人数を見ながら乳児・幼児ごとに徐々に集まり、18時30分には1階の0、1歳児室に全ての子どもたちが集まって、手作りの夕食と補食をいっしょに食べています。食事後も、年令に応じた遊びができるように、子どもが希望するおもちゃを用意するなどの配慮をしています。夕方以降の保育は、決まった保育士が対応しているので、同じ保育士に寄り添われることで子どもたちは安心感が得ることができ、担任保育士からの引き継ぎもスムーズに行えています。

【A11】	A－1－(2)－⑩　小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b

〈コメント〉

今年度(2020年)4月に開園した園で、今年度、5歳児の在籍はありませんが、4歳児に対しては、小学校就学を見据えた保育を展開しています。例えば、ゆうびんやさんごっこ、かるた遊び、トランプ遊びなどを通して、文字や数字に興味、関心を持てるように促しています。また、3歳児から行っているグループ活動を、より展開して、グループの中で自分の役割を果たす事、グループ全体で目標を達成する事を学べるように取り組んでいます。小学校との連携については、5歳児の在籍がない今年度は実施していませんが、次年度から全面的に展開できるように、幼保小連絡会への参加、小学校訪問、小学校教員との意見交換などのプログラムの準備を進めることを全体的な計画の中に記載しています。保育所保育要録についても、卒園時に小学校に提出できるように準備を進めています。

A-1-(3)　健康管理

【A12】	A－1－(3)－①　　子どもの健康管理を適切に行っている。	a

〈コメント〉

子どもの健康管理については「健康管理マニュアル」を作成し、それに基づき対応しています。朝の登園時には、検温を行い、保護者に前日の夜から朝までの子どもの様子を確認するとともに、直接視診をして子どもの様子でいつもと違うところなどがないかを確認します。保育中に子どもの体調不良などがあれば、看護師に診てもらい、必要に応じて保護者に連絡を取って、医療機関を受診したり、早めに降園できるよう配慮したりするなどの対応をしています。子どもの状況や対応内容などについては、昼礼で職員に知らせるとともに、昼礼ノートにより遅番の職員にも伝わるようにしています。乳幼児突然死症候群(SIDS)については、0～2歳児は5分ごとの睡眠チェックを厳守しています。職員は「睡眠チェック研修」を定期的に受けて知識を深め、保護者に対しても園内にポスターを掲示するなどして周知し、家庭での注意を呼びかけています。子どもの予防接種の状況などについても保護者と連携して情報を得ています。

【A13】	A－1－(3)－②　　健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a

〈コメント〉

乳児健診（0～2歳児で毎月）、健康診断（全年齢で年2回）の記録は、子どもごとの「健康カード」に記録しています。歯科健診（全年齢で年2回）の記録は、「歯科健診審査表」に記録しています。結果については、「乳児健康診断結果のお知らせ」「健康診断結果のお知らせ」「歯科健診結果のお知らせ」により保護者に伝えています。「健康カード」には、健診結果のほかにも各月の欠席状況、病気及びけがの記録、既往症記録、予防接種、身長及び体重なども記入しており、これを年3回、保護者に渡して、確認とチェックをしてもらいます。健診結果や健康状態について保護者から相談の申し出があれば、看護師などから説明をしていますが、それに加えて園医にも相談できる体制を整えています。健康診断の全体的な結果や傾向については、統計を取り、看護師がまとめて「保健だより」や園内掲示ボードにより保護者に伝えています。こうした取組みは「健康管理保健計画」「年間計画表」に基づいて行っています。

【A14】	A－1－(3)－③　　アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a

〈コメント〉

アレルギー疾患のある子どもの対応については、「アレルギー対応マニュアル」に基づいて保護者と連携して行っています。入園時の申し出によりアレルギーのある子どもについては、主治医による「アレルギー疾患生活管理指導表」の提出とともに、保護者に「食物アレルギー対応表」に記入してもらいます。それを基に再度保護者と面談を行い「指導計画」を作成し、全職員に情報を共有しています。食物アレルギーがある子どもの給食については、栄養士と相談して個別メニューを作成し、毎月、保護者に献立内容を確認してもらっています。配膳時には誤食防止のために、専用トレーを用い、栄養士と保育士とでダブルチェックを行い、食事中は担当保育士が見守り、専用の台ふきんを使うなどの取り組みを行っています。また、給食以外でアレルギー症状が発症しないように、保護者には食べ物を園内に持ち込む事のないように説明し、落ちている食材の写真を掲示し注意喚起をしています。

A-1-(4)　食事		
【A15】	A－1－(4)－①　　食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a

〈コメント〉

子どもたちが食事を楽しみ、食について関心を深められるよう、「食育年間計画表」に沿って給食の提供及び食育を行っています。環境づくりでは、食事をゆったり取れる時間を確保し、席は決めずに好きな友だちといっしょに食べられるようにしています。また、食具についてはゴム製スプーンからスプーン、フォーク、箸へと、子ども個々の成長発達に合わせて変えています。苦手な食材を少しでも口にした子どもには「よく食べたね」とほめて次につなげるようにしています。少食の子には、配膳量を少し減らすなどして、完食の喜びを味わえるようにしています。子どもの食に対する関心を高めるために、本物の野菜に触る機会を作ったり、食材の栄養別ポスターを作成して説明したり、食事マナーを絵で示したりするなどの取り組みを行っています。給食のサンプルメニューは調理室内に置き、廊下から窓越しに見られるようにしています。また、「給食だより」や壁新聞などで保護者に食育活動について紹介するとともに、連絡帳やお迎え時の会話で喫食状況を伝えています。

【A16】	A－1－(4)－②　　子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a

〈コメント〉

子どもたちが給食をおいしく食べられるように、園ではさまざまな取り組みをしています。献立については委託会社の栄養士が作成した献立（2週間サイクル）を、クラス代表と栄養士が参加する給食会議で検討したうえで決定しています。残食があると残食ボールで量を把握しておき、給食会議で苦手メニューを減らすためのために、残食が多かった献立について例えば野菜を細かく切ったり、味付けを変えたりするなどの改善案を話し合い、工夫しています。献立には、子どもたちが季節感を感じられるように旬の食材や、地産地消を目ざして近隣の提携農場からの黄色いスイカやむらさき芋を使用しています。また、日本各地の食文化に子どもが親しめるように、沖縄の「ちんすこう」をおやつに提供し、メニューで紹介するなどしています。また、行事食も子どもたちが食事を楽しめるように工夫しています。衛生面では「衛生管理マニュアル」を作成し、清掃、消毒、換気などの一体的な衛生管理に努めています。

A-2　子育て支援

	第三者評価結果
A-2-(1)　家庭との緊密な連携	
【A17】 A－2－(1)－①　　子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a

〈コメント〉

日々の子どもの様子や状況などについては、連絡帳または活動ノート（幼児向けのその日の活動報告）により保護者に伝えています。活動ノートは4月より利用開始し改良を重ね、職員が心を込めて保護者に見てもらえるよう一枚一枚デザインや色塗りで工夫しています。大切な内容や特に伝えたい事はお迎え時に口頭で伝えています。また、毎月「えんだより」「クラスだより」「ほけんだより」「給食だより」「しょくいくレター（裏面には今月の献立表を掲載）」「たいそうだより」を作成、配付して、保護者にさまざまな情報を伝えています。「クラスだより」では、各クラスとも今月の目標、今月行う主な行事や活動、今月の歌などを記載し、当月はどのような内容で保育を行うのかが一目でわかるようにしています。また、日々の子どもたちの活動（スイートポテト作りや水遊びなど）や行事の様子をクラスごとの壁新聞で伝えるほか、運動会などの行事後アンケートの結果を掲示しています。保護者が参加できない行事や誕生会の動画（誕生月の子どもの保護者限定）を配信する事も行っています。

A-2-（2） 保護者等の支援		
【A18】	A－２－(2)－① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a

〈コメント〉

日々の送迎時には、職員が保護者とコミュニケーションをとるように努めています。園では苦情や相談について、保護者が気軽に園や職員に申し出られるような取り組みを行っています。保育参観も随時受けるようにしています。1階の廊下に意見箱も置いていますが、玄関脇の事務室をオープンにしているので、保護者が気軽に話しかけられる雰囲気があります。話したい保育士が決まっていれば、事務室から取り次ぎを行います。保護者からは育児や出産にかかわる相談などもありますが、内容に応じて園長室や落ち着ける場所を用意し、また必要に応じて看護師も同席するなど、安心して相談できる体制を作り、支援しています。保護者からの申し出や相談は必ず記録を取り、クラス担任をはじめ全職員が共有して、相談スキルの向上にもつなげています。さらに、面談を担当する保育士は、面談スキルに関する園内研修を受講しています。

【A19】	A－２－(2)－② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a

〈コメント〉

虐待については「虐待マニュアル」を策定し、虐待の種類、虐待予防チェックシート、虐待発見の手がかり（子どもの様子、保護者の様子）、発見後のフローチャートなど、詳細な手順やポイントを示しています。虐待の早期発見のために、朝の受け入れ時や衣服の着脱時などに、子どもの体の様子や表情などをチェックしています。万一、あざや傷などを発見した場合は経過観察を行います。また、子どもから気になる発信があるなど、虐待の疑いが生じた場合には「経過観察記録簿」を作成するとともに、職員間で協議し、必要に応じて旭区役所の担当課や児童相談所に伝え、連携して対応します。虐待については予防及び早期発見が重要と考え、園内研修を適宜実施し、職員間で知識向上に努めています。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-（1） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
【A20】	A－３－(1)－① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a

〈コメント〉

毎年、年度当初に、保育士は自己評価票の「私の評価」について記入しています。「今年度の取り組み」では、「保育」「年間行事」の2項目について「頑張りたいこと」「実現するためにどんなことをするか」を記述します。そして年度末には、振り返って「良かった点」「改善したい点」を記入しています。上半期終了時には自己評価シートで自分の仕事に対するモチベーションアップのための評価を実施しています。また、年度末に「保育理念と保育指針」「乳児期の保育」「幼児期の保育」「保育計画の作成」「研修と自己評価」の5分野、計44項目についてABCDの4段階評価をする年度末自己評価も実施しています。この自己評価については全職員分を集計し、その結果を園の自己評価としてまとめ、保護者にも公表しています。集計結果から把握した課題については、次年度の研修項目にして、保育の改善につながるように取り組んでいます。年度末には、年間を通しての実践の内容などを振り返るというプロセスで自己評価を行っています。